

第8回 地域福祉優秀実践賞 顕彰団体募集

北海道地域福祉学会では、地域福祉実践の掘り起こしと、更なる地域福祉実践の発展を目指し、地域福祉に関する優秀な実践を「地域福祉優秀実践賞」として顕彰する事業を実施します。第8回の受賞団体を以下の要項のとおり募集しますので、会員の皆様からのご応募（推薦）をお待ちしております。

第8回地域福祉優秀実践賞顕彰団体募集（推薦）要項

- 1) 趣 旨 北海道地域福祉学会（以下、「本会」という）が北海道内の地域福祉に関する優秀な実践を顕彰し、地域福祉にかかわる優れた実践を掘り起こすとともに、北海道の地域福祉の一層の発展と向上に寄与することを目的に実施します。
- 2) 顕彰対象 本会会員からの推薦（自薦可）のあった地域福祉実践団体・組織とします。ただし、推薦団体の会員の有無は問いません。
- 3) 表 彰 授賞団体数は1～2団体とします。
- 4) 選考基準 地域福祉優秀実践賞選考規程第6条の各号の規程により選考します。
- 5) 推薦方法 所定の推薦書（右 URL より DL できます。<https://hacd.jp/award/>）を用い、関係資料を添えて期日までに本会事務局に応募してください。
 - ・応募にあたっては推薦団体に本顕彰の趣旨及び授賞時には授賞式への出席が求められることなどについて事前に了承を得てください。
- 6) 募集期間 2025 年 11 月 1 日（土）～2025 年 11 月 30 日（日） ※〆切厳守
- 7) 選考方法 本会理事会が定める選考委員会の議を経て、理事会で決定します。
- 8) 公 表 2026 年 1 月下旬までに応募者及び推薦者に結果を通知すると共に、ホームページ等で公表します。
- 9) 授 賞 式 2026 年 2 月～3 月中旬に予定する北海道地域福祉学会全道研究大会において授賞式を行います。
 - ・受賞団体は授賞式に出席し、実践活動についてスピーチしていただきます。
 - ・受賞団体には、記念品を授与します。
- 10) 事 務 局 北海道地域福祉学会事務局
〒004-0022 札幌市厚別区厚別南 2 丁目 7 番 28 号
一般社団法人 Wellbe Design 内
TEL : 011-801-7450 FAX : 011-801-7451
Mail : info@hacd.jp URL : <https://hacd.jp>

北海道地域福祉学会

地域福祉優秀実践賞選考規程

制定 2018年2月18日

改訂 2018年4月25日

改訂 2020年6月28日

(目的)

第 1 条 この規程は、北海道地域福祉学会（以下、「本会」という）が北海道内の地域福祉に関する優秀な実践を顕彰し、地域福祉にかかわる優れた実践を掘り起こすとともに、北海道の地域福祉の一層の発展と向上に寄与することを目的に実施する「地域福祉優秀実践賞（以下、「実践賞」）」の顕彰について定める。

(顕彰)

第 2 条 実践賞は、毎年度1回選考を行い、年次大会にて顕彰を行うこととする。

(応募)

第3条 応募は、所定の書式と関係資料を含めた会員の推薦によって行うこととする。

(選考委員会の設置)

第 4 条 実践賞の受賞候補団体を選考するために、選考委員会を置く。

(選考委員会の構成)

第 5 条 選考委員会委員は、理事会の推薦による選考委員をもって構成する。

2 選考委員会に委員長1名をおき、選考委員会は委員長が召集する。

(審査の基準)

第 6 条 選考委員会は、応募のあった団体の地域福祉実践に関し、次の各号による基準に基づいて審査を行う。

- (1) 先駆性 地域福祉実践は、既成の事業にとらわれず、先進的かつ先駆的な取り組みであるか。
- (2) 独創性 地域福祉実践は、地域の特性や諸課題を踏まえた独創的な取り組みであるか。
- (3) 主体性 地域福祉実践は、実践団体の主体的な取り組みであるか。
- (4) 発展性 地域福祉実践は、同様の地域特性や諸課題を抱えた北海道内の他市町村に波及する取り組みであるか。

(受賞団体の決定)

第 7 条 受賞団体の決定は、選考委員会が推薦する受賞候補団体の中から理事会が決定する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるものの他必要な事項は、会長と選考委員会の委員長が協議し決定する。

(細則)

第 9 条 この規程の施行について必要な細則及び改廃は、選考委員会の議を経て、理事会の議決により定める。